

平成20年4月から 市の組織・機構が変わります。

平成20年4月から、後期高齢者医療など、医療制度が大きく変わることから、市民福祉部を中心に、市の組織・機構と課の配置が次のように変わります。

①保健師の集約配置

▼本庁内の各課や各支所に配置している保健師を本庁市民健康課に集約し、医療・介護などの予防業務を一元化します。これにより、保健師の保健指導力向上を図り、保健指導業務に専念できる体制を構築します。

▼保健師は本庁市民健康課に配置されますが、これまで通り各地域に向いて保健指導業務を行います。なお、飯島各地域については、上飯・下飯支所に集約し、上飯・下飯支所市民福祉課（保健センター）に配置します。

▼健康相談の会場は、これまで通り変わりません。なお、樋脇地域については樋脇支所に対応します。

②市民福祉部の再編

▼子ども対策室を子育て支援課に変更します。

▼環境施設整備室を新設し、汚泥再生処理センター整備に対応します。

▼高齢・障害福祉課の地域包括支援センターを独立し、地域包括支援室を新設します。

▼市民健康課の地域医療、緊急医療などに関する業務を診療所課に一元化し、診療所課を地域医療対策課に変更します。

▼市民政策課を市民課へ統合します。総合相談や交通安全共済事業などは市民課の業務となりますが、窓口の位置はこれまで通りです。

③その他の組織変更

▼収納課と収納対策室を統合して収納対策課に変更します。

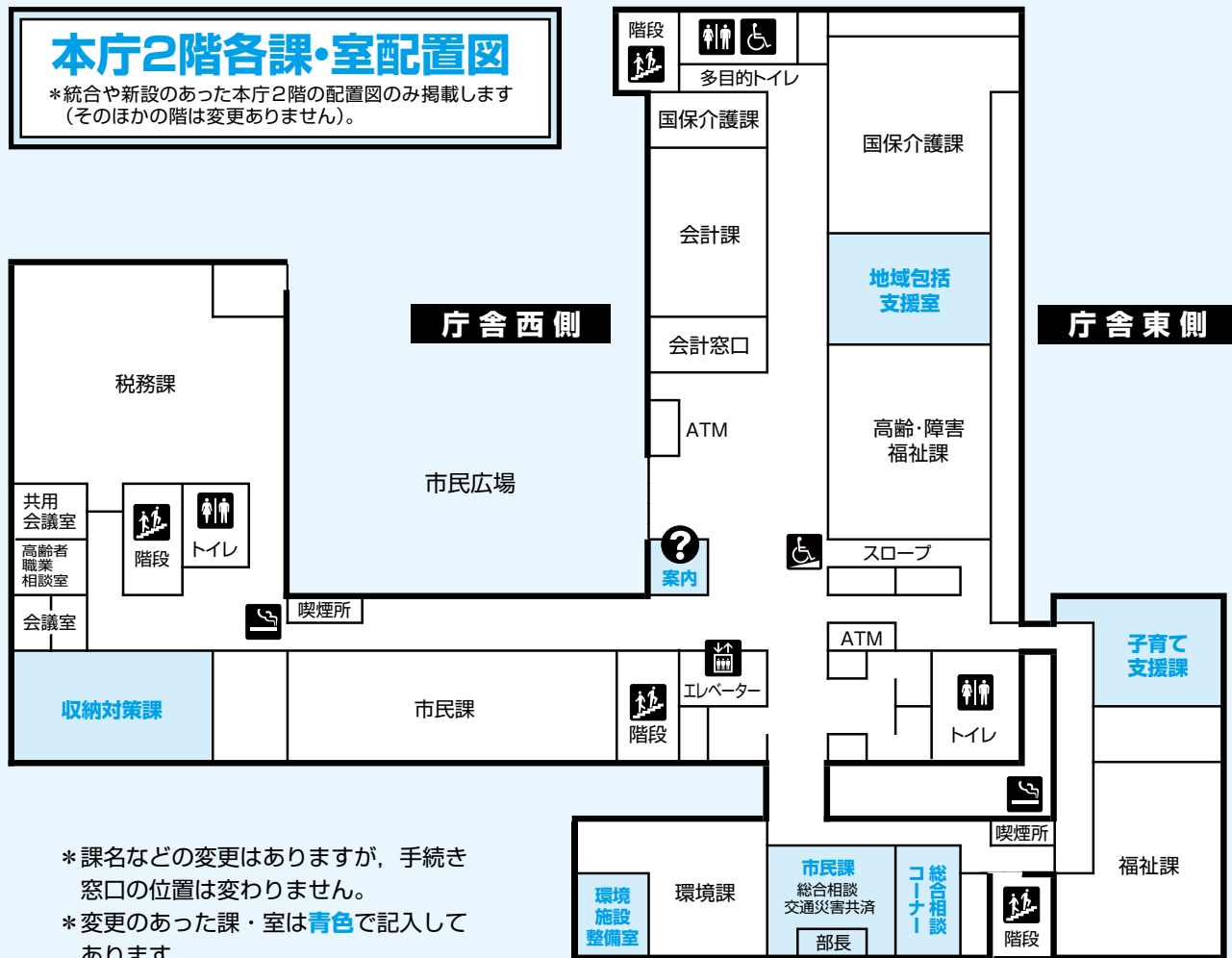
▼川内保育園は民営化されます。

●問合先は本庁行政改革推進課（内線4132）

庁舎北側

本庁2階各課・室配置図

*統合や新設のあった本庁2階の配置図のみ掲載します（そのほかの階は変更ありません）。



* 課名などの変更はありますが、手続き窓口の位置は変わりません。
 * 変更のあった課・室は青色で記入してあります。

庁舎南側